

## 【令和7年度】職場環境改善事業 交付要領

### 1 事業の目的

従業員の職場定着率向上や人材確保を目的として、労働環境の改善のために行う設備投資の費用を補助します。

### 2 補助対象者

苫小牧市立地企業サポート事業補助金交付要綱第3条に規定する条件を満たすものとします。

なお、官公庁等から25%を超える出資を受けている企業・団体は対象外となります。

### 3 補助対象事業

補助対象事業は、次に掲げるものとします。

- (1) 女性・男性専用更衣室の設置など、男女が共に働きやすい環境の構築に向けた設備の改善
- (2) 事務所等のバリアフリー化工事など、障がい者の雇用促進に資する設備の改善
- (3) その他従業員の就労環境改善に資すると特に認められるもの

＜補助対象外事業＞

次に掲げる事業は補助対象とはなりません。

- (1) 事務所及び工場等の新規建設、建て替えや移転を伴うもの
- (2) 生産活動及び企業の利益に直結するもの
- (3) 苫小牧市以外の事業所や用地に設置するもの
- (4) 公序良俗に反するもの
- (5) 空調設備（エアコン等）及び照明設備の更新に関するもの

※新規のみ対象。更新については、「ゼロカーボン推進事業」での申請をご検討ください。

- (6) 人材育成を目的とした設備（研修用機器等）、社宅・社員寮の整備及び身体的・心理的な負担軽減を目的とした機器と認められるもの
- (7) その他事業に適さないと認められるもの

### 4 補助率・補助上限

補助率は、事業費の3分の1以内です。ただし、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）上の中小企業等（以下、中小企業等）は2分の1以内となります。

また、補助上限は2,000,000円となっており、1千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とします。予算の都合等により減額される場合があります。

<本補助事業における中小企業等>

| 業種分類   | 中小企業基本法の定義                                        |
|--------|---------------------------------------------------|
| 製造業その他 | 資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人  |
| 卸売業    | 資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人  |
| 小売業    | 資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人  |
| サービス業  | 資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人 |

ただし、以下のいずれかに該当する企業（みなし大企業）を除く。

- ・大企業が単独で発行済株式総数または出資総額の2分の1以上を所有または出資している。
- ・大企業が複数で発行済株式総数または出資総額の3分の2以上を所有または出資している。
- ・役員総数の2分の1以上を大企業の役員または職員が兼務している。

## 5 申請要件

申請にあたっては次の要件を満たすことが必要です。

- (1) 申請時において事業着手していないこと
- (2) 令和8年3月31日までに事業が完了すること
- (3) 過去に本補助事業が3回以上採択となっていないこと

### <共同申請について>

複数事業主が共同で申請する場合、申請者及び交付先は、そのうちの代表企業1社とします。

## 6 補助対象経費

苫小牧市立地企業サポート事業補助金交付要綱第4条第2項別表（以下「別表」という。）によるものとします。

別表のうち、その他事業に必要となる経費に次のものは含みません。

- (1) 土地購入費
- (2) 建物及び設備賃借料

- (3) 各種手数料、国や自治体への租税
- (4) 各種保険料
- (5) 水道光熱費及び人件費

＜その他注意点＞

- (1) 補助事業の実施については、要綱第4条第3項のとおり「特定の事業者でなければ実施できない場合等を除き、市内に事業所を有する事業者の活用に努めること」とする。また、事業申請の際に、2社以上の見積書を参考としたことを明示すること。ただし、特別な事情がある場合はこの限りではない。
- (2) 建築基準法に基づく確認申請が必要な事業の場合、施工前に「確認済証」のコピーを提出することとする。また、完了報告時には「検査済証」のコピーを提出すること。確認申請の必要有無については、予め苫小牧市都市建設部建築指導課へ確認の上、申請してください。
- (3) 補助対象経費は他事業と明確に区分して経理管理を行い、かつ証拠書類によって金額等が確認できるものとする。

## 7 交付申請

### (1) 申請期間

受付開始 令和7年4月 1日（火）

締め切り 令和7年5月30日（金）

### (2) 申請方法

申請書類は下記宛先に申請事業者が直接持参してください。原則郵送は不可とします。申請書は、苫小牧市立地企業サポート事業補助金交付要綱にて規定される様式を使用してください。

＜申請書受付・問い合わせ窓口＞

苫小牧市役所 7階港湾・企業振興課

〒053-8722 苫小牧市旭町4丁目5番6号 電話 0144-32-6438

各様式は苫小牧市公式ホームページ（港湾・企業振興課）に掲載されています。

URL : <http://www.city.tomakomai.hokkaido.jp/kigyoritchi/oshirase/r7support.html>

※旧年度の様式は使用できません。最新の様式を使用してください。

※同一法人・事業者での申請は、1内容・1申請に限ります（詳細はQ&Aをご覧ください）。

ただし、苫小牧市立地企業サポート事業の他事業との併用は可能です。

### (3) 申請書類

- ①補助金交付申請書（様式第1号）
- ②事業実施計画書（別紙1）
- ③事業に要する経費、補助対象経費予算内訳書（別紙4）
- ④必要経費の見積書（2社以上）
- ⑤現況写真
- ⑥位置図・平面図
- ⑦導入機器・設備等の仕様が分かる資料
- ⑧法人の登記事項証明書
- ⑨市税納付状況調査同意書
- ⑩重要事項確認書

・申請書類を確認後、実地検査及びヒアリングを行います。

### (4) 審査方法

- ① 申請書等について、次に定める審査項目等に基づき、苫小牧市立地企業サポート事業選定委員会において審査を行います。

#### ア 補助対象事業としての適格性

事業の目的に沿ったものか、事業費の妥当性 など

#### イ 必要性

従業員の定着及び人材確保のために、必要なものであるか など

#### ウ 緊急性

従業員にとって早期に改善すべきものであるか など

#### エ 効果

従業員の定着率の向上及び人材確保の面で効果が期待できるか など

#### オ 地域への波及効果

周辺企業などにとっても有益なものであるか、地元企業を活用しているか、もしくは他社の参考となる事例であるか など

#### カ 過去の採択結果

より多くの職場を改善する観点から、過去に採択されていない企業には得点が付与されます。

- ② 選定委員会は非公開で行われます。

- ③ 必要に応じ、実地検査及びヒアリングを行います。

### (5) 結果の通知

- ・選定委員会終了後、申請者に対して、結果を文書にて通知します。

- ・採択となった場合には、企業名、代表者名、住所、業種、事業計画名、事業概要等をホームページ等で公表することがありますので、ご了承の上、応募ください。

## 8 変更・中止

### (1) 提出期間

補助金交付決定後、決定内容に変更等が生じた場合は、速やかに提出し市長の承認を受ける必要があります。

### (2) 提出方法

報告書類は、申請時同様（上記宛先）に申請事業者が直接持参し提出してください。原則、郵送は不可とします。報告書は、苫小牧市立地企業サポート事業補助金交付要綱にて規定される様式を使用してください。

### (3) 提出書類

①事業変更申請書（第2号様式）又は事業中止承認申請書（第3号様式）

②変更後の事業計画書

③変更後の見積書

※原則、計画の変更により補助金交付決定額を増額することはできません

※事業の内容の変更を伴わない10%以内の費用の減少の場合の申請は不要です

## 9 実績報告

### (1) 報告期間

補助事業が完了（設置及び支払完了）次第速やかに提出してください

### (2) 報告方法

報告書類は、申請時同様（上記宛先）に申請事業者が直接持参し提出してください。原則、郵送は不可とします。報告書は、苫小牧市立地企業サポート事業補助金交付要綱にて規定される様式を使用してください。

・報告書類は返却しませんので、必ずコピーをして保管してください。

### (3) 報告書類

①補助金完了報告書（第4号様式）

②事業結果報告書（別紙1）

③補助対象経費決算内訳書（別紙2）

④事業に係る経費の領収書の写し

※銀行振込の証明書類も可。手形・小切手による支払いは不可

⑤事業内容を確認できる記録写真等の資料

※導入後設備の写真、導入場所等

### (4) 完了検査

報告書類を確認後、完了検査を実施し導入設備について確認を行います。

(5) 補助金の確定・交付

①申請者に対して、内容を審査のうえ、文書にて通知します。

②審査の結果、補助対象経費外の経費を含むことが判明した場合は、補助対象の範囲内で額を確定します。

10 その他

公募にあたって不明な点が生じた場合は、港湾・企業振興課へご相談ください。

## 職場環境改善事業Q & A

### Q 1 どのような設備投資が対象となりますか

生産活動とは直接関わらない従業員の就労環境改善のための設備投資で、下記のいずれかに該当するものが対象となります。

- (1) 女性・男性専用更衣室の設置など、男女が共に働きやすい環境の構築に向けた設備の改善
- (2) 事務所等のバリアフリー化工事など、障がい者の雇用促進に資する設備の改善
- (3) その他従業員の就労環境改善に資すると特に認められるもの

ただし、次に掲げる事業は補助対象とはなりません。

- (1) 同一内容の事業において、国が助成する他の制度と重複する事業。ただし税制の優遇措置は除きます。
- (2) リース資産であるもの
- (3) 事務所及び工場等の新規建設、建て替えや移転を伴うもの  
(建て替えや移転により、新規の取組みを行い、職場環境が改善される場合は、その部分については対象とする。)
- (4) 生産活動に直結する効率化、自動化、省エネ化などを目的とした設備投資
- (5) 社用車（ただし、従業員の環境改善のために必要なものを除く）
- (6) 景観やデザインの変更及び装飾物の設置に関するもの
- (7) 消耗品や食料品に該当するもの
- (8) 主に顧客や来客者等が使用する場所へ導入する設備等
- (9) 主に経営者及び役員が使用する場所へ導入する設備等
- (10) 単なる設備の取り換え、契約更新などにより更新するもの  
(老朽化に伴う改修を含む。ただし、新規の取組みを行い、職場環境が改善される場合は、その部分については対象とする。)

### Q 2 建物や設備の設備投資は伴わず、既存設備の改修のみですが申請可能ですか

要件を満たしていれば可能です。

### Q 3 設備の導入・改修ではなく、システムの導入ですが申請可能ですか

生産活動に直結するものではなく、従業員の就労環境の改善を目的とした設備投資で要件を満たしていれば可能です。

**Q 4 従業員全てに関わるものではなく、一部の従業員に限定するものですが申請可能ですか**

一部の従業員のみを対象とする改善などであっても、要件を満たしていれば可能です。(例 男性従業員用トイレは既存のままで、女性従業員用トイレのみを改修 など)

**Q 5 移転に伴い、建物そのものを建設する予定ですが、バリアフリー設備などを設置します。この場合もその部分のみ対象になりますか**

事務所や工場そのものの移転やリニューアルに伴う工事は、原則、対象外となります。ただし、建て替えや移転により、新規の取組みを行い、職場環境が改善される場合は、その部分については対象とします。

**Q 6 大企業ですが対象になりますか**

会社の規模を問わず、対象となります。

ただし、補助率は事業費の3分の1以内となり、「中小企業等」は2分の1以内となります。

※ 「中小企業等」の定義はP 2 参照

**Q 7 申請時に工事の発注をしています対象になりますか**

工事に着手していなければ対象となります。

着手とは、建物の建設を伴う場合は杭打ちの日、設備の導入のみの場合は、設備の設置をもって着手とみなします。

**Q 8 個人事業者ですが対象になりますか**

市内に事業所等を有し、代表権のある役員を除き、従業員がいれば対象となります。

**Q 9 リースにより運用しますが、対象となりますか**

対象とはなりません。申請企業が所有するものに限ります。



#### Q 1 0 複数件応募することは可能ですか

1 企業につき、**1 内容・1 申請**となります。内容の異なる事業を、一連のものとして申請することはできません。ただし、苫小牧市立地企業サポート事業の他事業（事業拡大・販路拡大支援事業、人材確保支援事業及びゼロカーボン推進事業）との併用は可能です。

（例）休憩室・更衣室・トイレを改修し、空調機器を新設

→内容の異なる事業であるため、**いずれか1 内容を選択し**、該当部分の費用等を確定の上申請してください。

（例）工場のトイレと、事務所のトイレを同時に改修

→同一内容の事業であるため、申請可能です。

#### Q 1 1 共同申請は可能ですか

可能です。この場合、申請者及び補助金受取企業は代表企業のみとなります。限度額は1 社分（2 0 0 万円）となります。

#### Q 1 2 採択結果はいつごろ分かりますか

令和7年7月頃を予定しています。結果については、応募企業全てに書面をもって通知いたします。

#### Q 1 3 効果の把握は必要ですか

必要です。当事業は人材確保及び雇用の安定化を目的としたものです。事業の実施により、どのような効果があったかを事業実施年度を含み2年間に渡り報告していただきます。

#### Q 1 4 効果がなかった場合、補助金の返還が求められることはありますか

原則として、補助金の返還が求められることはありませんが、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄しようとするときは、処分の制限や補助金の返還等が生じる場合があります。

事業中及び事業終了後においても補助対象事業者は高い効果につながるよう努めてください。

**Q 1 5 来年度も継続して当事業はありますか**

現時点では未定です。

**Q 1 6 事業が年度内に終わらなかった場合はどうなりますか**

年度内に終了する事業が対象となります。

事業が年度内に完了しなかった場合は、交付取消しとなりますのでご注意ください。

**Q 1 7 事業終了の基準は**

以下の全てが完了している場合に、事業終了とみなします。

- ① 対象設備やシステムが使用(稼動)開始可能な状態になっている
- ② 事業に係る経費の支払が終了している（銀行振込の場合は入金が完了していること）※手形・小切手による支払は不可
- ③ 苫小牧市立地企業サポート事業完了報告書（様式第4号）が提出されている

**Q 1 8 償却資産の対象ではない設備投資等も対象となりますか**

要件を満たしていれば対象となります。固定資産税の対象であるか否かは問いません。